

「外国免許から国内免許への切替え」



1 国内免許に切り替えができる要件

次の要件が満たされている人は、運転免許試験場または東三河運転免許センターで日本の免許証への切替えができます。

- (1) 正規に発行され、有効な外国免許を所有していること。
- (2) 外国免許取得後、その国に通算して3 か月以上滞在していたこと。

免許取得後、滞在3か月以上の確認は、旅券、外国免許証等によって審査します。

場合によっては、出入国証明書、古い旅券・外国免許証や外国免許の経歴証明書等が必要になります。

2 申請日時・場所

運転免許試験場及び東三河運転免許センターにおいては、申請受付はインターネット予約制を導入しています。

休日を除く月曜日から金曜日の希望日時・場所を下記インターネットサイトから予約してお越しください。

また、日本語が話せない、理解できない人は必ず通訳人を連れてきてください。

(1) 運転免許試験場

申請日の午後1時30分頃までに書類審査を終えた方は、当日、適性試験と知識確認を実施します。実技確認は後日となります。

知識確認・実技確認を免除することができる29か国・地域の運転免許をお持ちの方は、毎週木曜日に下記インターネットの専用時間帯を選択し予約することもできます。

(2) 東三河運転免許センター

書類審査は一次審査及び二次審査を設けインターネットからの予約制です。

一次審査は平日（祝日を除く）の午後枠に予約して下さい。

二次審査は一次審査を通過された方のみ予約可能です。

※インターネット予約サイト

【愛知県警察あいち電子申請・届出システム】

<https://ttzk.graffer.jp/pref-aichi-police>



3 必要書類

- ・ 外国免許証
- ・ 外国免許証の日本語翻訳文（当該免許証を発給した外国等の行政庁または領事機関、または一般社団法人日本自動車連盟（JAF）、ジップラス株式会社のいずれかの作成したものに限り、個人や翻訳会社にて作成された翻訳は認められません。）
- ・ パスポート（複数お持ちの方は全て提出してください。）
- ・ 在留カード
- ・ 国籍等記載の住民票の写し（コピーしたものは不可）
- ・ 日本の免許証をお持ちの方は、日本の免許証
- ・ 6か月以内に撮影した免許申請用写真1枚（無帽・正面・上三分身・無背景・縦3cm×横2.4cm）

※国によっては、上記の他に必要な書類があります。

4 適性試験、知識確認及び実技確認の実施

書類審査を通過後、適性試験・知識確認及び実技確認に合格すると運転免許証が交付されます。

※過去に日本の免許を取得していた方は、知識確認及び実技確認が免除されることがありますので、期限切れの日本の免許証又は経歴証明書を提出してください。

(1) 適性試験

適性試験は、視力、聴力、色彩識別及び運動能力の試験を行います。

「めがね」や「コンタクトレンズ」「補聴器」等を使用している方は、必ず、持参してください。

(2) 知識確認

知識確認は、日本の基本的な交通ルールについて質問を実施します。

試験問題は、22言語（日本語、英語、韓国語、中国語、ポルトガル語、スペイン語、ペルシャ語、ベトナム語、ロシア語、トルコ語、タイ語、ウルドゥ語、アラビア語、インドネシア語、ウクライナ語、クメール語、シンハラ語、タガログ語、ネパール語、ヒンディー語、ミャンマー語、モンゴル語）の中から選択できます。

日本の免許証を取得するためには、日本の交通ルールを知らなければ、知識確認で不合格となります。

例えば、JAF が販売している外国語版「交通の教則」で勉強する等して、知識確認に備えてください。

質問は正誤式で、10 問中 7 問以上の正解で合格となります。

知識確認の合格者に対し、実技確認の日時を指定します。

(3) 実技確認

実技確認は、基本的な運転ができることをチェックするだけでなく、車両に乗車するときから下車するまで、交通法規、運転操作、乗車姿勢等について採点し、その結果が合否となります。

日本では、例えば、左折しようする場合、合図をしてから左側の安全をバックミラーと自分自身の目でよく確認して、あらかじめ道路の左側に寄るなどの方法により進行します。

実技確認に合格するためには、日本の交通ルールを正しく理解していることが必要です。

しっかりルールを学んで受験しましょう。

また、不合格になったときは、試験官からワンポイントアドバイスを受けられます。

このアドバイスは、日本語で説明しますが、次回にとっても役に立つものです。

また、再度、実技確認を行うための申請手続き自体もスムーズに進めることができますので、日本語がわからない人は、日本語のわかる人と一緒に来場していただくことをお勧めします。

実技確認の際には、受験票、運転免許申請書、日本の運転免許証をお持ちの方はその運転免許証、外国籍の方は在留カード、自国の運転免許証、試験車使用料のチケットが必要です。

このほかにも、免許の条件に眼鏡等が必要な方は、必ず持参してください。

サンダルなど運転操作に適さない服装や履物では受験できません。

二輪免許受験の方は、ヘルメット・グローブ・ブーツ・長袖シャツ・長ズボンを着用してください。

実技確認に合格した場合、即日免許証交付手続きをします。

5 試験に臨むにあたって

書類審査、適性試験及び知識確認に合格すれば、6 か月以内は、実技

確認の再受験が可能です。外免切替の申請者が増えており、実技確認は混雑している状況です。

再受験可能な6か月の間に実技確認に合格できず、書類審査からやり直している受験者の方も多くみえます。

実技確認に臨むにあたって、日本の交通ルールの勉強や練習所で練習するなどして、合格を目指してください。

そして、免許を取得した後は、被害者にも加害者にもならぬよう、安全運転を心がけてください。